

議案第18号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2月18日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

労働基準法の改正に伴い、1箇月について60時間を超える超過勤務に対する超過勤務手当の支給割合を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第22条第1項」を「第17条第5項及び第22条第1項」に改める。

第17条第3項中「除く」の次に「。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という」を加え、同条に次の1項を加える。

5 正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

第20条中「及び第3項」を「、第3項及び第5項」に改める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。